令和3年度第2回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)8月25日 水曜日 午前10時00分 ~ 午前10時45分
開催場所	函館市役所 8階 第2会議室
次第	1 開 会 2 議 事 (1) 会長および副会長の選任について [公開] 3 報 告 (1) 縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について [公開] (2) 株式会社はこだて西部まちづくRe-Designについて [公開] 4 閉 会
出席者	都市景観審議会委員 12名 事務局 — 函館市 8名
傍 聴 者	一般傍聴者 0名 報道関係者 1名

(司会〔事務局〕)

ただ今から、令和3年度第2回函館市都市景観審議会(以下、「審議会」という。)を開催する。

本審議会については、委員の改選により、本年の6月27日から令和5年6月26日までを任期とし、委員を委嘱したところである。

【資料の確認】

【新任委員の紹介】

【欠席委員の報告】

【事務局の紹介】

(都市建設部長〔事務局〕)

【挨拶】

(司会〔事務局〕)

本審議会委員の定数15名のうち、本日の出席者数は12名であることから、 定数の半数を越えているため、函館市都市景観条例(以下、「景観条例」とい う。)第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

会議の運営について,函館市では,平成10年1月30日に「附属機関・その他の会議の設置に関する取扱い要綱」を定め,本審議会の会議についても原則公開として行うことになっており,本日の審議も全て公開として進める。

本日の審議に係る会議録は,発言の要旨をとりまとめ,その確認を受けること としている。

会議の運営については以上である。

(各委員)

(意見なし)

---- 2 議 事

── (1) 会長および副会長の選任について ──

(司会〔事務局〕)

議事(1)「会長および副会長の選任について」事務局から説明する。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本日は,委員改選後,1回目の審議会のため,会長が不在となっている。会長 が選任されるまで,私が議事を進行する。

会長については、景観条例第44条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。

選出方法はいかがか。

(A委員)

事務局に,会長の人選案があれば提案いただきたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

A委員から、事務局から会長の提案をという発言をいただいたが、いかがか。

(委員一同)

(異議なし)

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それでは、会長職には、本審議会の会長を4年間、副会長を6年間務められ、 現在、函館市都市景観賞選考委員を務められるなど、景観やデザインに造詣の深いB委員を事務局から提案させていただく。

(委員一同)

(賛同)

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それではB委員を審議会の会長に決定する。

会長席を準備するので、そちらへ移動をお願いする。

(会長)

【会長席に移動】

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

会長に一言,挨拶をいただきたい。

(会長)

皆さんもよくご存じかと思うが,函館にとって景観というのは美しく快適なま ちづくりを進める上で,非常に重要な価値をもつものであると思う。

当審議会の委員は様々な分野から参画いただいているため,多様な視点から, 景観に関して忌憚のない審議をお願いしたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

これからの議事運営を会長にお願いしたい。

(会長)

早速,会議次第に従い,会議を進めたい。

引き続き,議事(1)「副会長の選任」についても,委員の互選により定めることとなっているが,意見はないか。

(A委員)

副会長は会長を補佐するという,重要な役割をもっており,委員経験が長い,C 委員に引き続きお願いするのが良いのではないか。

(会長)

ただ今,A委員から副会長にC委員をという意見があったが,いかがか。

(委員一同)

(賛同)

(会長)

それでは, C委員を審議会の副会長に決定する。 副会長から一言, 挨拶をいただきたい。

(副会長)

この審議会は分科会から数えるとかなり長い間続いてきたと思う。また、私の 父が会長だったころに景観条例ができているということで、親子二代で景観に携 わってきている。また、私は観光学、都市地理学が専門であるので、そういった 専門分野もこの会議の議論に生かしていければと思っている。

(会長)

議事(1) 「会長および副会長の選任について」は以上で終了とする。

____ 3 報 告 ______

── (1) 縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について ────

(会長)

報告(1) 「縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について」事務局から説明を お願いしたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本件については、昨年度および本年5月と計3回の審議会での審議を経て、関連する手続きを行ったところである。

7月27日に、この垣ノ島・大船両遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」 の世界文化遺産登録が決定したところであり、また、今回の委員改選により新たに 就任した委員もおられるので、改めて、本件の内容および経過について、ご報告さ せていただきたい。

内容については、資料1に沿って報告させていただく。

【資料1に基づき報告】

(会長)

ただ今の事務局からの報告に対し, 意見, 質問はあるか。

(委員一同)

(意見なし)

---(2)株式会社はこだて西部まちづくRe-Designについて--

(会長)

では次に、報告(2) 「株式会社はこだて西部まちづくRe-Designについて」事務局から説明をお願いする。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【資料2に基づき説明】

(会長)

ただ今の事務局からの報告に対し, 意見, 質問はあるか。

(各委員)

(意見なし)

(会長)

私の進行についてはこれで終了する。

本日の会議の進行について, 事務局にお返しする。

(司会〔事務局〕)

以上をもって、令和3年度第2回函館市都市景観審議会を終了する。